

## 公募内容変更箇所（交付規程等）

今回の公募では、事業実施期間が令和4年9月30日までとなる等、これまでの事業に対して変更となる箇所が複数あります。

以下にその「変更箇所」を朱記にて示しますので、交付規程を読み替えてご対応お願い致します。

### 【基となる交付規程】

令和3年5月14日 日環協第21051401号（改正 令和3年7月26日 日環協第21072602号）

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）交付規程

### 【変更箇所】

(1) p10～ 別表第1 第6欄

1 補助事業の区分	2 補助事業の内容	～	6 事業実施期間	⇒	6 事業実施期間
1 地域再エネ導入戦略策定支援事業 （第1号事業）	1 2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業 （第1号事業の1）	～	交付決定日から令和4年1月31日まで	⇒	交付決定日から令和4年9月30日まで
	2 円滑な再生可能エネルギー導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成を図る事業 （第1号事業の2）	～	交付決定日から令和4年2月28日まで	⇒	交付決定日から令和4年9月30日まで
2 官民連携で行う地域に裨益する再生可能エネルギーに関する事業の実施・運営体制を構築する事業 （第2号事業）	2050年までの脱炭素社会を見据えた再生可能エネルギー導入を実現するために官民連携で行う地域に裨益する再生可能エネルギーに関する事業のスキーム検討、事業性検討及び実施・運営体制の構築を行う事業	～	交付決定日から令和4年1月31日まで	⇒	交付決定日から令和4年9月30日まで

(2) p14～ 別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

変更前	変更後
<p>1. 地域再エネ導入戦略策定支援事業</p> <p>1-1. 2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第1号事業の1）</p> <p>（5）補助事業の実施期間</p> <p>補助事業の実施期間は、原則として単年度とし、交付決定日から令和4年1月31日までとします。</p> <p>なお、補助事業の終了日とは、委託業者等から成果物の引き渡しを受け、支払が完了した日を言います。</p> <p>ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を複数年度とした応募をすることができます。この場合、採択されても翌年度以降の補助金の交付を確約するものではありません。また、補助金の交付申請等は、年度毎に行っていただく必要があります。複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、継続年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付していただく場合があります。</p>	<p>1. 地域再エネ導入戦略策定支援事業</p> <p>1-1. 2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第1号事業の1）</p> <p>（5）補助事業の実施期間</p> <p>補助事業の実施期間は、原則として単年度とし、交付決定日から令和4年9月30日までとします。</p> <p>なお、補助事業の終了日とは、委託業者等から成果物の引き渡しを受け、支払が完了した日を言います。</p> <p>今回は、上記期間で補助事業を終了する単年度事業のみの公募となっており、補助事業の実施期間を複数年度とした応募は受付けておりません。</p>
<p>1-2. 円滑な再生可能エネルギー導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成を図る事業（第1号事業の2）</p> <p>（5）補助事業の実施期間</p> <p>補助事業の実施期間は、交付決定日から令和4年2月28日までとします。</p> <p>なお、補助事業の終了日とは、委託業者等から成果物の引き渡しを受け、支払が完了した日を言います。</p> <p>ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を複数年度とした応募をすることができます。この場合、採択されても翌年度以降の補助金の交付を確約するものではありません。また、補助金の交付申請等は、年度毎に行っていただく必要があります。複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、継続年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付していただく場合があります。</p>	<p>1-2. 円滑な再生可能エネルギー導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成を図る事業（第1号事業の2）</p> <p>（5）補助事業の実施期間</p> <p>補助事業の実施期間は、交付決定日から令和4年9月30日までとします。</p> <p>なお、補助事業の終了日とは、委託業者等から成果物の引き渡しを受け、支払が完了した日を言います。</p> <p>今回は、上記期間で補助事業を終了する単年度事業のみの公募となっており、補助事業の実施期間を複数年度とした応募は受付けておりません。</p>

2. 官民連携で行う地域に裨益する再生可能エネルギーに関する事業の実施・運営体制を構築する事業（第2号事業）

（5）補助事業期間

補助事業の実施期間は、交付決定日から令和4年1月31日までとします。

なお、補助事業の終了日とは、委託業者等から成果物の引き渡しを受け、支払が完了した日を言います。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を複数年度とした応募をすることができます。この場合、採択されても翌年度以降の補助金の交付を確約するものではありません。また、補助金の交付申請等は、年度毎に行っていただく必要があります。複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、継続年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付していただく場合があります。

2. 官民連携で行う地域に裨益する再生可能エネルギーに関する事業の実施・運営体制を構築する事業（第2号事業）

（5）補助事業期間

補助事業の実施期間は、交付決定日から令和4年9月30日までとします。

なお、補助事業の終了日とは、委託業者等から成果物の引き渡しを受け、支払が完了した日を言います。

今回は、上記期間で補助事業を終了する単年度事業のみの公募となっており、補助事業の実施期間を複数年度とした応募は受付けておりません。

以上